



報道関係者 各位

平成 27 年 2 月 3 日 発表	
担当	三重労働局労働基準部
	監督課長 行岡 清博
	地方労働基準監察監督官 鍋島 猪一郎
TEL(059)226 - 2106	

平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

～重点監督を実施した事業場の約 3 分の 1 にあたる 51 事業場で違法な残業を摘発～

三重労働局（局長 川口達三）では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、若者の「使い捨て」が疑われる事業場や、長時間の過重労働による過労死等に関して労災請求のあった事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約 3 分の 1 にあたる 51 事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

三重労働局では、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等に対し、監督指導を行っていきます。

【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場： 154 事業場
このうち、112 事業場（全体の 72.7%）で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 重点事項にかかる違反の分類〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
- 違法な時間外労働があったもの： 51 事業場（33.1%）
うち、時間外労働¹の実績が最も長い労働者の時間数が
月 100 時間を超えるもの： 13 事業場（25.5%）
うち月 150 時間を超えるもの： 1 事業場（2.0%）
- 賃金不払残業があったもの： 12 事業場（7.8%）
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 1 事業場（0.6%）
その他： 71 事業場（46.1%）
- (3) 健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
- 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 76 事業場（49.4%）
うち、時間外労働を月 80 時間²以内に削減するよう指導したもの： 29 事業場（38.2%）
労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 19 事業場（12.3%）

1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

2 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【参考】平成 25 年 9 月に実施した「過重労働重点監督」では、監督指導を実施した 183 事業場のうち、144 事業場（全体の 78.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

重点監督実施状況

平成 26 年度過重労働解消キャンペーン（平成 26 年 11 月）の間に、154 事業場に対し重点監督を実施し、112 事業場（全体の 72.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。重点事項にかかる違反の分類としては、違法な時間外労働があったものが 51 事業場、賃金不払残業があったものが 12 業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 1 事業場であった（その他 71 事業場）。

事例として、最も長い労働者で月 160 時間を超える違法な時間外労働を行わせていたもの（接客娯楽業）最も長い労働者で月 110 時間を超える違法な時間外労働を行わせていたのに、自己申請に基づいて事業場が把握していた時間外労働時間数との差が約 70 時間あるなど、労働時間の適正な管理を行っていないもの（製造業）などがあつた。

表 1 重点監督実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反があつた 事業場数（注 1）	主な違反事項		
				労働時間 （注 2）	賃金不払残業 （注 3）	健康障害防止 対策（注 4）
合計		154 (100.0%)	112 (72.7%)	51 (33.1%)	12 (7.8%)	1 (0.6%)
主な業種	製造業	41 (26.6%)	32 (28.6%)	16	4	1
	建設業	4 (2.6%)	2 (1.8%)	1	0	0
	運輸交通業	8 (5.2%)	7 (6.3%)	4	1	0
	商業	24 (15.6%)	18 (16.1%)	13	1	0
	教育・研究業	4 (2.6%)	3 (2.7%)	2	1	0
	保健衛生業	31 (20.1%)	22 (19.6%)	4	3	0
	接客娯楽業	12 (7.8%)	10 (8.9%)	4	1	0
	その他の事業	15 (9.7%)	11 (9.8%)	3	1	0

（注 1）括弧内は、112 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

（注 2）労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があつたもの。〕の件数を計上している。

（注 3）労働基準法第 37 条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕

（注 4）労働安全衛生法第 18 条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反〔1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報があつた事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあつた事業場の比率が 33.1%（平成 25 年度の定期監督等における比率は 22.2%）と高くなっている。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
154	25 (16.2%)	32 (20.8%)	51 (33.1%)	22 (14.3%)	18 (11.7%)	6 (3.9%)

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
154	9 (5.8%)	19 (12.3%)	25 (16.2%)	27 (17.5%)	25 (16.2%)	49 (31.8%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 76 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数 (交付件数) 〔交付率〕	指導事項（注1）				
	面接指導等の 実施（注2）	衛生委員会等 における調査審議 の実施（注3）	月45時間以内への 削減（注4）	月80時間以内への 削減（注5）	面接指導等が実施 できる仕組みの 整備等（注6）
76 〔49.4%〕	9	26	46	29	2

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 19 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料1参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

有 (交付件数) 〔交付率〕	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の 確認・記録（基準2 (1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責 務（基準2 (5)） （注2）	労使協議組織 の活用（基準 2(6)） （注2）
		自己申告制の 説明（基準2 (3)ア）（注2）	実態調査の実 施（基準2(3) イ）（注2）	適正な申告の阻 害要因の排除 （基準2(3)ウ） （注2）		
19 〔12.3%〕	12	3	9	1	1	0

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかつ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった 51 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、13 事業場で 1 か月 100 時間を、1 事業場で 1 か月 150 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった事業場数	1月当たり45時間以下	1月当たり45時間超80時間以下	1月当たり80時間超100時間以下	1月当たり100時間超150時間以下	1月当たり150時間超200時間以下	1月当たり200時間超
51	17	14	7	12	1	0